相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区三栄町二三番地、最後の住所東京都新宿区三栄町二三番地三ライオンズガーデン四谷津の守坂一〇五

被相続人　亡　服部　敏男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮村　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市石川町六三六番地、最後の住所東京都八王子市石川町六三六

被相続人　亡　立川　イチ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　哲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区巣鴨一丁目一七四番地、最後の住所東京都西東京市中町四丁目一番一八号まどか東伏見二二〇号

被相続人　亡　亀田　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

東京都府中市宮西町二―一三―三ＴＮＫ第二ビル三〇二櫻井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　櫻井　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市小山町一七八二番地、最後の住所東京都町田市相原町二八四〇番地五

被相続人　亡　守屋　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階オオノ・キド法律事務所　相続財産管理人弁護士　大野壽三枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所東京都江東区深川三好町四丁目七番地　被相続人　亡　大栗　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

東京都千代田区神田小川町三丁目二八番七号昇龍館ビル六〇一グローブ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　犀川　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区巣鴨四丁目二六三番地、最後の住所東京都中野区江古田三丁目一五番二号ベタニアホーム　被相続人　亡　中鳥せい子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

事務所東京都文京区本郷四丁目一番六号ヴェルディ本郷八階河合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河合　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東置賜郡高畠町大字上和田一一〇五番地、最後の住所東京都三鷹市牟礼七丁目四番六一号高清荘一〇一

被相続人　亡　金子　三男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

事務所東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　哲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区八広三丁目一番、最後の住所東京都墨田区八広三丁目一番三号

被相続人　亡　岡田　秀和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

東京都千代田区神田淡路町一―三―一トーハン淡路町ビル九〇一やまうえ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山上　俊夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県茅ヶ崎市浜竹一丁目五番、最後の住所神奈川県秦野市鶴巻北二丁目八番一―一〇三号

被相続人　亡　渡部　達美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

東京都千代田区麹町二丁目四番地　麹町鶴屋八幡ビル九階　巻之内・上石法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村上晋太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区大泉町二丁目三五一一番地、最後の住所東京都練馬区大泉町二丁目六一番五号

被相続人　亡　加藤由美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル一〇階田辺総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上中　綾子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市玉川学園七丁目三五〇八番地二三、最後の住所東京都町田市玉川学園七丁目二七番一一号

被相続人　亡　今関　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

東京都立川市曙町一―二五―一二オリンピック曙町ビル九階田村・佐藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田村　充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県成田市三里塚一六〇番地、最後の住所東京都調布市多摩川一丁目一〇番地二六

被相続人　亡　渋谷　榮一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十三日

事務所東京都新宿区新宿一丁目二六番一号長田屋ビル五階ＴＯＫＹＯ大樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木下　泉

第30期決算公告

平成28年9月12日

青森県八戸市北インター工業団地六丁目1番16号

アルバック東北株式会社

代表取締役社長　加藤　丈夫

貸借対照表の要旨

（平成28年6月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,881,078	流動負債	10,599,881
固定資産	1,557,755	固定負債	1,213,535
		株主資本	625,418
		資本金	498,000
		資本剰余金	147,000
		資本準備金	147,000
		利益剰余金	△19,582
		利益準備金	14,250
		その他利益剰余金	△33,832
		（うち当期純利益）	（231,610）
資産合計	12,438,833	負債・純資産合計	12,438,833